

I 地方分権改革の総括

- 平成6年12月の「地方分権の推進に関する大綱方針」
第3次行革審「最終答申」(細川内閣)
地方分権部会(閣僚7名+民間7名)
- 官治分権から自治分権へ
官選知事→機関委任事務制度→機関委任事務制度の廃止
権限委譲から権限移譲へ
国のエージェントから地域の政府へ
- 20年間の改革の全体像
政府間関係の制度的側面/
機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール創設、国と地方の協議の場
条例による事務処理特例制度の創設 都道府県→市町村
権限移譲/
国から「地方」へ 「地方」=広域自治体と基礎自治体
移譲先 移譲分野
規制緩和/
全国一律基準の緩和、自治体が基準を検討・条例で設定
条例制定権を行使した自治体 分野 基準
- 条例制定権の拡充
事務処理特例制度 市町村への分権の促進
自治体基準の条例制定 地域社会との応答性
- 公平という名の画一性からの脱却

II 地方分権改革の今後の展望(取り組むべき課題)

- これまでの地方分権 DE-centralization、これからの地方分権 NON-centralization
センターとペリフェリー → 各地域ベース
住民 belong - identity - pride
自助-共助-公助のシームレスネットワーク

- ・新たな東京一極集中とならないために
 - 東京＝巨大消費都市 エネルギー、食糧
 - エネルギー自給率、食糧自給率の低さは国家的問題
 - 地方のポテンシャルの高さ
 - 分権＝各地域の個性を活かせる
 - 属地的要素（現場）をもち規模が小さいことでイノベーションの可能性は大きい
 - 地域内完結から相互補完的連携の国家型プロジェクトへ

- ・総括＝終了ではなく、総括は中間報告のような意味
 - 経済社会状況が変化していくなか、人々の身近なところで地域社会のマネジメントとガバナンスを可能にする分権に終わりはない
 - 華々しい改革でなくとも、地道でも粛々と続けていくべき

- ・改革自体が目的化しない
 - 改革には理念・戦略・戦術というレベルの違う3要素とその連関が不可欠
 - カナダ 財政再建、行政改革、地方分権、市民社会を連動

- ・地方分権改革
 - 改革は何を目指しているのか、理念の明確化と共有

- ・憲法
 - 地方に関して2点
 - ・第二院の代表原則 ex. 地域代表原則
 - 憲法第43条 両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。
 - 代表原則も選出方法も同じ
 - 二院制議会諸国 第一院は国民代表原則で共通性があるが第二院のあり方はそれぞれ
 - 二院制議会の意義は代表性の多元化
 - 議会二院制を続けるのであれば、衆議院とは異なる参議院の代表原則の検討を

- ・憲法第八章 地方自治の章
 - 地方公共団体という包括的名称
 - 憲法では国家を構成する自治体の種類を書いている国が多い
 - ex. フランス commune、departement、region
 - リージョナルレベルとローカルレベルに自治体が存在することを示す
 - 国民にとっては地方公共団体より地方自治体の方が浸透
 - 広域自治体、基礎自治体

地方分権関係

- ・「分権と中央-地方関係」日本行政学会年報 31 『分権改革』 1996 年
- ・「二つの地方分権」地方自治法施行 50 周年記念論文集 1998 年
- ・『分権と連邦制』 ぎょうせい 1998 年
- ・「地方分権改革のスタンダード」『地方自治』 No.636 2000 年
- ・「単一制国家における 1 国 4 制度」『地方財政』 第 42 巻第 11 号 2003 年
- ・「地方分権改革の回顧と展望 (6) - 改革の理念と戦略」『地方自治』 No.711 2007 年
- ・「地方分権改革と政官関係」日本行政学会年報 42 『行政改革と政官関係』 2007 年

図の出典

- ・岩崎 (2005) 『比較政治学』
- ・岩崎 (2008) 『「知」の方法論』

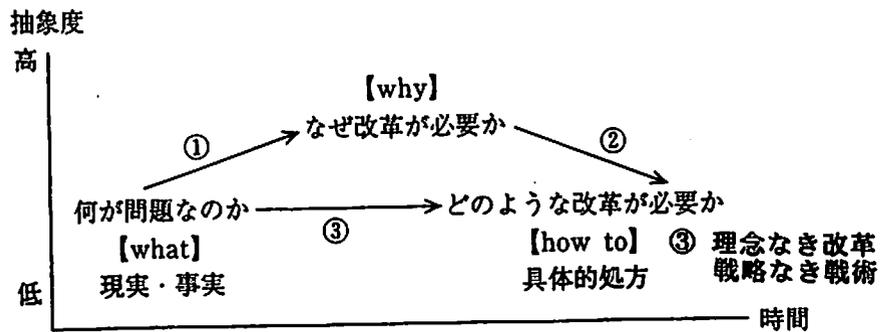


図 6-6 問題の3つのたて方と改革

岩崎(2005)p.161

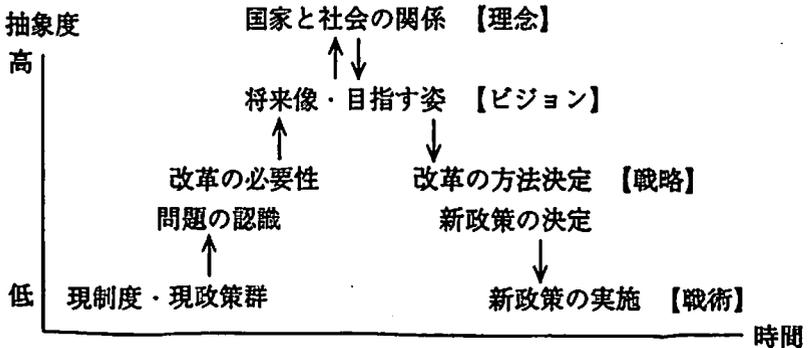


図 6-7 「抽象の階段」における改革の3要素

岩崎(2005)p.162

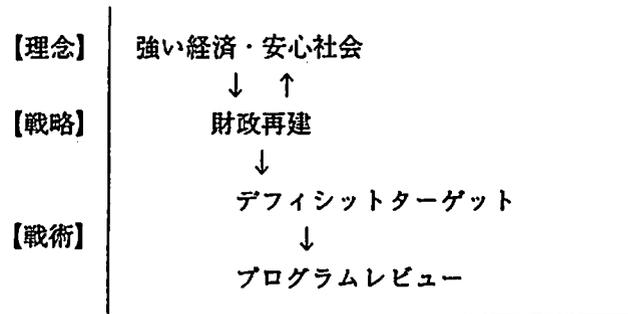


図 8 カナダの財政再建：改革の3要素の内容と「抽象の階段」

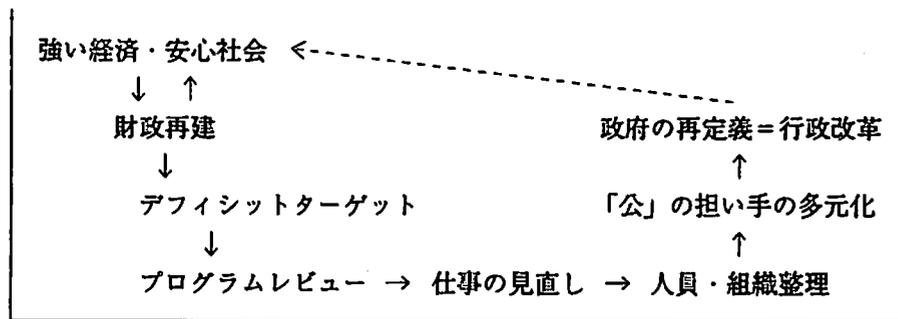


図 9 財政再建と行政改革の連動

岩崎(2008)p.69